

## 新型コロナウイルス感染拡大に対する当町内会の3～4月の対応について

みなさまが憂慮されている「新型コロナウイルス感染拡大」について、各企業のテレワークへのシフトや会議・宴会の中止指示など、あるいは、はるひ野小中学校の臨時休業など各対応を総合的に考え、当町内会の活動、会議運営に関して、今年に限り、役員会・定期総会などの主要会議中止を含め、以下のとおりとしたいと考えております。

なお、感染拡大・終息状況を見ながら対応内容の修正や延長などを随時判断し、改めてみなさまにお願いいたします。  
みなさまのご理解をいただきたく、よろしく願いいたします。

### 1. 当町内会の活動方針

#### 1) 最低限の活動の継続

みなさまの生活継続のため、当町内会が担うべき「安全、安心の維持のための最低限の活動」は続ける。

具体的には、防犯灯の維持管理や、発災時対応としての防災対策整備などが対象となる。

#### 2) 町内会からの情報提供の継続

川崎市・麻生警察署・麻生消防署などから入手する情報精度の高い情報を随時連携することを継続する。

つまり、優先順位を付けながら、できる範囲での最低限の活動(執行部の機能・各部会の活動など)をこの状況でも継続実施していきます。町内会活動をすべて止めることはしませんが、次項の会議は中止とします。

### 2. 会議について

1) 役員会・総会 3月7日(土)、4月11日(土)の役員会および4月25日(土)の定期総会を中止します。

2) 各部会のメンバーが集まっての会議

会議は原則禁止、情報連携は電話、メールで行ってください。(現部会長が判断し、部会内の調整をお願いします)

### 3. 今年度体制の「5月末」までの期限延長

4月の役員会を中止することにより「来年度のブロック代表者・班長への役割」の説明、および今年度ブロック代表者・班長から引き継ぐ機会がなくなるため、今年度の体制・役割を「5月末」まで一旦、期限延長させていただきます。

今年度のブロック代表者・班長のみなさまは、回覧や全戸配布などの対応を引き続きお願いいたします。

### 4. 本来、定期総会で承認いただきたい事項の承認について

当町内会として、本来、定期総会にて承認を得なければならない項目(来年度の計画・予算など)について、今年に限り次の手順とします。これは上記の会議を中止するための暫定対応です。

① 本来、定期総会に諮るべき議案およびその内容(案)を、全戸配布でお渡しします。

4月11日(土)に今年度ブロック代表者にお渡しして、今年度班長経由で全戸配布します。

② 質問のある方、あるいは、案に「反対」の方は、4月22日(水)までに項番6の方法にて投稿・投函をお願いいたします(質問に対しては適宜回答いたします)。「賛成」の方は特に対応は不要です(「委任状」はありません)。

③ 4月25日(土)に、みなさまから会長に一任いただく形で「承認」とさせていただきます。

「反対」が全会員数の1/3を超える場合には、その議案については「否認」されたといいたします。

### 5. 今春の全体の進め方について

上述のとおり、「感染拡大」を防止するために、今年は異例な運営を行っていきます。

① 上記項番1～4について、「賛同」いただける方は、特に対応は不要です。

② 上記項番1～4に「反対」の方は、3月21日(土)までに項番6の方法にて投稿・投函をお願いいたします。

「反対」が全会員数の1/3を超える場合には、この進め方について「否認」されたと判断いたします。

そのときには、例年どおりの定期総会を開催し、みなさまにお集まりいただいた場で「承認」を得る形に戻します。

③ 「反対」が1/3以下のときには、この進め方について「承認」いただいたと判断させていただきます。

### 6. 本件の問い合わせ先(メールアドレス優先)

以下にご投稿、ご投函ください(当町内会会員であることを確認するため、住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください)。

・E-mail: haruhino.info@gmail.com    ・FAX: 044-577-3930

・町内会事務所ポスト (はるひ野 4-4-6 トウトウジャルダン はるひ野一番街 1階)